

平成 2 9 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 2 9 年 9 月 1 1 日
- ・ 開 会 平成 2 9 年 9 月 1 1 日
- ・ 閉 会 平成 2 9 年 9 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 上 地 史 隆 8番 松 岡 克 美

2番 田 中 裕 之 9番 欠 員

3番 原 本 哲 己 10番 後 藤 幸 太 郎

4番 沢 出 好 雄 11番 深 川 昇

6番 松 田 信 行 12番 近 藤 哲 雄

7番 齋 藤 宏 司

2 不応招議員は次のとおりである。

5番 品 田 好 博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	地域振興課長
福祉課長	住民福祉課長
福祉課参事	総務課主査

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成29年9月11日（月） 13時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

(諸般の報告)

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 9月11日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸般の報告

《平成29年6月20日～9月11日》

- 6月20日 第1回議員協議会
第4回総務厚生・第4回産業建設文教常任委員会
第4回総務厚生常任委員会
- 25日 女満別幼稚園運動会
東藻琴消防演習
- 27日 福岡県那珂川町議会行政視察来町
- 7月 1日 東藻琴地区殉公者慰霊祭
3日～5日 北海道町村議会議員研修会・行政視察調査等（釧淵町
・名寄市・札幌市）
4日 第45回交通安全大会・第67回社会を明るくする運動大会
- 10日 オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
- 11日～12日 東京都稲城市議会行政視察来町
- 13日 宮城県加美町議会行政視察来町
- 21日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 27日～28日 オホーツク圏活性化期成会夏季要望（東京都）
- 29日～30日 第45回めまんべつ観光夏まつり
- 8月 4日 ふれ愛スタディin大空町の団員歓迎セレモニー
5日 北海道の交通体系を考えるシンポジウム（旭川市）
6日 めまんべつ納涼盆踊り
8日 網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総
会並びに研修会（北見市）
9日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
- 10日 第5回総務厚生常任委員会
- 13日 大空町バスケットボール合宿歓迎レセプション
- 14日 東藻琴福寿苑盆踊り大会
- 15日 女満別地区戦没者追悼平和祈念祭
- 21日～22日 全道町村議会広報研修会（札幌市）
- 24日 第5回産業建設文教常任委員会
第6回総務厚生常任委員会
- 25日 第5回議会広報常任委員会
- 25日～26日 網走郡下町議会議長・副議長会議（津別町）
- 27日 第38回ノンキーランドふるさとまつり
- 31日 道の駅ノンキーランドひがしもこと開所式
- 9月 4日 第6回議会広報常任委員会
5日 第5回議会運営委員会
8日 第7回議会広報常任委員会
10日 東藻琴福社会敬老会
11日 平成29年第3回定例会

(開会 午後1時30分)

◎開会・開議宣告

- ◇議 長 ただいまから平成29年第3回大空町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、4番
沢田好雄議員、及び6番 松田信行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、
これを許します。
議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る9月5日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問が1人、町長から提出されております案件が15件であります。その内訳は、一般議案7件、決算認定8件であります。このほか議会提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は、本日9月11日に開会して、9月12日までの2日間とすることが妥当であると、全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、
本日から9月12日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、10名であります。

5番 品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 平成29年第3回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

6月26日、オホーツク町村会行財政特別委員会が遠軽町で開催をされました。

平成30年度採用職員の試験内容について決定をしたところでございます。

今年9月17日に1次試験、2次試験は10月11日の解禁となったところであります。

このほか試験改革案といたしまして、札幌などでの1次試験の実施について検討することとしたところでございます。

同じく6月26日、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を美幌町で開催をいたしました。

平成28年度協議会の会計の決算認定、水利管理委員会役員を選任等を審議し

決定したところでございます。

あわせて、この機会を捉えて、網走開発建設部から古梅ダム取水塔の塗装対策について説明を受けたところでございます。

6月27日、空港経営改革に関する中央要望で東京へ出向きました。

道内空港の民間委託の取り組み状況について、官房長官、国土交通大臣、同国土交通省航空局長に内容を説明をいたしました。運営権者の選定にあたっては、地元の見解の反映について要望したところでございます。

この要望には、千歳市、苫小牧市、稚内市、釧路市、函館市、旭川市、帯広市のほか、東神楽町と私どもが参加をしたところでございます。

6月30日、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が北見市で開催をされました。

夏季要望活動に係る専門委員会の所管項目について、精査を行ったところでございます。主な項目は、地域の高規格幹線道路網の整備、空港への支援、鉄道の存続、空き家対策などでございます。

7月1日は、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙げていたしました。

関係者68人の方々の出席をいただきました。来賓、御遺族の出席が年々減少傾向にあり、開催の方法などについても検討が必要であると認識をしております。

7月4日、交通安全・社会を明るくする運動大会を開催をいたしました。

東藻琴すば一くにおいて実施をし、昨年を上回る553名の参加をいただいたところでございます。平成30年6月1日、交通死亡事故ゼロ3,000日の目標達成に向けて運動することを確認したところでございます。

7月6日は、網走刑務所住吉作業所用地活用協議のため東京へ出向きました。

法務省、内閣官房に今後の進め方などについて協議をしたところでございます。

法務省からは、国、大空町、大学のほか、民間や網走市も含めた取り組みの提案があったところであります。また、内閣官房からは、計画をしっかりと構築し、地方創生事業に申請することが必要ではないかとのアドバイスをいただいたところでございます。

7月7日は、全国民間空港関係市町村協議会理事会と総会に出席をいたしました。

平成28年度事業の報告、決算を認定すると同時に、平成29年度運動方針案を決定をいたしました。役員改選が行われ、会長には引き続き兵庫県伊丹市長が、また私、大空町は理事という立場で引き受けたところでございます。

7月11日、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催をされました。

各専門委員会から夏季要望項目の内容が報告され、その内容を了承いたしました。また、この機会を捉えまして、JR石北本線部会から協議経過の報告があり、今後の進め方について協議をいたしましたところであります。

7月12日は、北海道町村会等、平成28年度決算監査のため札幌市に出向いた

ところでございます。

平成29年度から北海道町村会の監査監事を引き受けております。平成28年度北海道町村会各会計における決算監査を実施したところでございます。

また、北海道町村会の各種会計を見させていただいた中では、特別会計であります共済事業、生協事業の収益、これを財源として町村負担の軽減を図っている現状というものが、つまびらかになったところでございます。

7月13日、北海道市町村長交流セミナーに参加をいたしました。

来年度、北海道命名150年という節目の年にあたり、三重県松阪市の松浦武四郎記念館の学芸員の方の講演のほか、名古屋大学加藤教授による地域公共交通についての講演が行われたところであります。

7月19日は、大空町青少年問題協議会を開催をいたしました。

平成28年度における町内の児童・生徒の問題行動、生徒指導の状況について報告をさせていただきました。

不登校については、中学校3名、小学校1名、また、いじめなどについては、中学校1件、小学校3件の報告があったところでございます。

委員の河崎琢哉氏から人権擁護委員の活動の内容から児童・生徒の実情報告があったところでございます。

7月24日、空港民営化懇談会のため札幌市に出向いております。

道内経済界が主催する懇談会に出席をさせていただき、道内7空港の地元として意見交換をさせていただきました。国が示されました5原則の確認、また地元意見の反映、空港間のネットワーク構築などについて意見を述べさせていただきました。

同日、北海道総合交通政策検討会議が札幌市で引き続き行われ、出席をしております。

平成27年度から地域公共交通検討会議に引き続き、今回の会議でございます。北海道の運輸交通審議会の小委員会の一つとして、この平成29年度から発足をいたしました。交通政策の指針を策定することを目的として設置をされたものでございます。

委員となって、第1回目の会議に出席をいたしました。各交通機関の連携体制の必要性、起終点双方向からの対策、交通手段を楽しむあり方、道の駅の活用、ロシアを考慮した視点などについて発言をさせていただいたところであります。

7月26日と27日は、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望のため、札幌市、東京都に出向きました。

札幌におきましては北海道と北海道開発局へ、東京におきましては国土交通省副大臣、政務官、また担当部局のほか、関係国会議員の方々に要請をさせていただいたところであります。

現在、端野・高野間のアンケート調査が実施されておりますけれども、このアン

ケート調査の早期実施について、この日は要望させていただいたところであります。

同じく7月27日、女満別空港整備利用促進協議会航空会社要請活動で東京において活動しております。

協議会構成の市町村、また空港ビルなどの皆さん方と御一緒に日本航空、全日本空輸本社を訪問し各路線の維持拡充等を要請をするとともに、意見交換をさせていただきました。

7月26日と28日におきましては、オホーツク圏活性化期成会夏季要望、札幌市と東京都において実施をいたしました。

26日の北海道段階では、北海道と北海道開発局への要望、28日は地元武部代議士に重点項目を要請した後、各班に分かれて要請活動を行ったところであります。

私は国土交通省道路局におきまして、道路の整備、空港の活性化、また法務省において入国管理体制の充実等について、要請活動を行ったところであります。

7月31日は、オホーツク地域づくり連携会議が網走市で開催をされました。

来年度の北海道150年事業の説明、またオホーツクイメージの発信プロジェクトの進捗状況などについて説明があったところでございます。

2枚目に移りまして、8月3日、北海道合併市町連携会議総会が伊達市で開催をされ、参加、出席をいたしました。

市町持ち回り開催の初回目となりまして、伊達市に訪問したところでございます。

歴史館のほか、新築されました体育館、道の駅など視察させていただいたところでもあります。

また、会議におきましては、活動方針といたしまして、合併特例債の再延長を要望していくことを確認したところでございます。

8月4日は、札幌市まで戻りまして、北海道総合交通政策検討会議の2回目に出席をいたしました。

今回この2回目の主な内容は、物流という視点からの事業者の実情などを伺い、意見交換をしたところでございます。

8月5日は、北海道の交通体系を考えるシンポジウム、旭川市で開催されたものに出席をいたしました。

このシンポジウムは、自由民主党のプロジェクトチームが主催をしたものでございます。全道から北海道議会議員の方々、自治体の首長、議長、その他農業団体、商業団体のトップの方々、市民の方々等も出席をしておりました。

このときも名古屋大学加藤教授の講演でありましたけども、先のセミナーと同様の講演内容ということで、この機会における新しい提案は、無かったところがございます。

8月7日は、北海道地区道の駅連絡会通常総会のため、札幌市に出向いたところでもあります。

総会において、ノンキーランドひがしもことが道内118番目の道の駅として登録されたため、その施設概要について紹介をさせていただいたところであります。

また、役員改選が行われ、会長には徳永弟子屈町長、副会長には、私が選出されたところでございます。

8月9日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会中央要望のため、東京に出向きました。

7月に急遽役員改選があり、協議会の会長を仰せつかっております。同協議会役員であります浦河町長とともに、国土交通省北海道局、さらには環境省、そして道内選出国會議員の方々に対し合併処理浄化槽の点検制度の簡素化、予算の確保、補助基準のかさ上げなどについて要請をしたところでございます。

8月15日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたしました。

関係者94人の御出席をいただいたところであります。昨年は残念ながら雨のため老人福祉センターでの開催となり、今年度は天候に恵まれ2年ぶりに英霊墓地での開催となったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

通告により一般質問を許します。

1番 上地史隆議員。

◇上地議員 皆様、改めてこんにちは。

9月になり農繁期に入り、農家の方は大変お忙しい毎日を送られていると思います。ことしは昨年のような大きな災害も無く、無事収穫の秋を迎えることが出来そうで、何より安堵をしております。

また、定例会の午前中とお忙しい中、行われました女満別空港救難消火訓練に参加されました町長を初め議員各位、関係機関の皆様、大変にお疲れさまでした。

それでは通告に従い、質問に移らせていただきたいと思います。

まず一つ目の質問ですが、心身障害者等交通費助成について質問したいと思います。

まず、質問をするにあたって、障害者の方について少し触れさせていただきたいと思います。大空町障害者計画・障害者福祉計画にも記載がされていますが、障害者基本法第2条では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害を含むその他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常

生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者、また、社会的障壁とは障害がある者にとって日常生活または社会生活における物事、制度、慣行、観念、その他一切のものを言うことができました。

障害者総合支援法第4条においては、治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものとありました。このように、障害一つにとっても多岐にわたります。

今回は、支援の一つである心身障害者等交通費の助成についてお聞きしたいと思います。

障害を持つ方にとって支援やサービスを受けるためには大変必要な事業であります。ほかの市町村でも内容は違いますが、支援を行っており、我が町でも行っております。

我が町の助成対象ですが、まず、サービス支援を受けるにあたって旅行費用、交通費が発生し、判定、診断、訓練、観察、検査、治療、相談などの支援に該当し、重度の心身障害者、特定疾患患者、腎臓機能障害により人工透析療法による医療給付を受けている者、精神障害者である者となっております。

補助対象となる旅行経費ですが、助成割合が本人が7割、介添者が5割であり、JR・バス運賃、宿泊料が対象となります。自家用車、福祉有償運送サービスについては、助成割合が3分の1となっており、どちらもキロ数や日数によっては、対象にならない場合もあります。

実際にこのような支援を受けている方はどのくらいいるのか。

また、頻回に利用したり、遠距離の対象者はいるのか、我が町の現状はどうか、町長よりお聞きかせいただきたいと思えます。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、準要保護世帯の支援についてです。

準要保護世帯ですが、経済的に苦しい生活保護世帯に準ずる世帯のことを言います。道内でも経済的に苦しい家庭に支給する新小中学生の新入学学用品費、入学準備金について支給時期を従来の4月以降から入学前に前倒しする動きが自治体でも広がっております。

入学準備金は、市町村が行う就学援助の一つで、制服やランドセルなどの購入に充ててもらうものです。支給額は、各市町村が決めており、文部科学省は、支給の目安を本年度から前年度の約2倍の小学生4万600円、新中学生4万7,400円へ引き上げました。大半の自治体は目安と同程度を支給しております。

ただ、多くの市町村が前年の世帯所得で支給対象かどうかを判断しており、所得に基づく納税額が確定するのが4月以降と時間が掛かります。このため、学用品を買い揃える入学前には支給されず、費用の捻出に困っている世帯が多いと見られています。

このことに対して、我が町にはどれだけの対象の方がいるのか、また、支給開始の時期はどうなっているのか。教育長よりお聞かせをいただきたいと思います。

以上2点、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の1点目の障害者の方々に対する交通費助成について、御答弁を申し上げたいと存じます。

大空町におきましては、心身障害児、心身障害者等に対する旅費助成金交付要綱に基づき、3障害を含む心身障害者、指定難病の方、特定疾患の方を対象とし、障害等の判定、診断、訓練、観察、検査、治療、相談のための旅行に要する経費を助成しております。

助成の対象、または実績、助成割合等について、28年度の実績で説明をさせていただきますと存じます。

先ほど議員からありました部分などについて、重複する点がありますけれども、御容赦いただきたいと存じます。

まず人数でありますけれども、重度身体障害者の方は8人、知的障害者の方6人、特定疾患を含む指定難病等の方9人、人工透析の方18人、精神障害の方7人、発達支援センターへの通所など、その他障害等の判定、診断等の方々8人、実人員で合計56人でございます。

金額で申し上げますと、28年度209万5,000円を助成いたしております。

通院、通所の行き先、回数についてでございます。網走、美幌、北見等管内に向いて交通費を助成申請されている方々が47人でございます。

診察の方で言いますと、約月1回程度の方が多くなっております。また、透析の方は平均で月13回程度、また、発達支援センター等の訓練などでは、月に20回程度というところが平均的な回数となっております。

この他に旭川に2人、この方々は、年に約2回から6回通院されております。帯広方面に1人、この方は年に1回でございます。札幌方面には6人、ここはさまざま、年に1回の方もいらっしゃいますし、2月に1回の方、また毎月という方もいらっしゃいます。

旅行に要した経費に対する助成割合でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、JRにつきましては、本人に対して7割の助成、介助者については5割助成でございます。バスについても同様に本人の7割、介助者の5割助成となっております。このほか、ストレッチ車両などの福祉自動車についても7割助成でございます。一方で、自家用車でありますとか、福祉有償運送については、1キロ当たり20円という単価を用いながら、3分の1の助成となっております。

このほか、宿泊料といたしましても上限9,000円といたしまして、本人7割、介助者5割の助成を行ってございます。

これらは、所得制限がございまして、その限度額は、特別児童扶養手当の所得限度額を準用しております。配偶者、扶養親族等が居ない場合、所得限度額は628万7,000円、扶養親族等によって、これがまたさらに加算されてまいりますので、現状といたしましては、ほとんどの申請者の方が該当になっている状況でございます。

1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 上地議員からの準要保護世帯の支援についての一般質問にお答えを申し上げます。

就学援助制度は、憲法第26条に規定されております全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するを保障することを目的とした制度であります。

本町における準要保護児童・生徒就学援助の状況でございますが、学校教育法第19条の定めるところにより、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、大空町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助要綱に基づき、就学援助費を支給することとしてございます。

支給対象者は、大空町に居住し町立の小学校または、中学校に在学する児童・生徒の保護者で、要保護及び準要保護の認定基準に該当する保護者となっております。

準要保護の認定基準につきましては、前年度の所得が当該年度の生活保護基準年額に対して、1.2倍未満である世帯で必要に応じ小中学校長や民生委員・児童委員等の意見を聴取した上で、教育委員会が決定することとしております。

就学援助費の対象費目ですが、支給時期を定めて支給しております学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学児童・生徒学用品費のほか、必要の都度支給する体育実技用具費、校外活動費、修学旅行費、医療費、クラブ活動費などがあります。

また、就学援助費の額につきましては、国が示した基準と同等の額を大空町では支給しているところでございます。

就学援助費支給までの現行の事務手続の流れでございますが、年度当初に各学校を通じて、全保護者に対し就学援助制度の内容について周知させていただき、5月末日までに申請を受け付けた後、教育委員会において認定議決し、6月に第1回目の支給が行われるということになっております。

また、年度途中に転入された方などにつきましては、随時認定手続を行い、支給されることとなっております。

年間の支給時期につきましては、学用品費、通学用品費、学校給食費が6月、8月、12月、2月の計4回、その他の費目については、必要の都度、年4回の支給時期に合わせて支給をさせていただいているところでございます。

今回、御質問いただきました入学準備金、いわゆる新入学児童・生徒の学用品費につきましては、本町は6月に支給しているのが現状でございます。

次に、準用保護就学援助費支給児童・生徒の対象者数でございます。

本年度8月末時点での対象者数ですが、小学校は36名、中学校28名、合計64名となっている状況でございます。

過去3年間の小中学校合わせました対象者数を参考までに申し上げますと、平成26年度67名、27年度が76名、28年度が71名となっており、およそ60名から70名で推移しているところでございます。全児童生徒数に占める割合で申し上げますと、10%から12%程度の割合となっております。

また、全体の就学援助費支給対象者のうち、入学準備金を支給した新入学児童生徒数につきましては、本年度、小学校4名、中学校6名の計10名となっており、過去3年間におきましても、概ね10名前後で推移しているところでございます。

入学準備金の支給時期の前倒しにつきましては、管内市町村においても一部実施されているところも出てきておりまして、大空町におきましても、現在、鋭意内容の検討を進めているところでございます。

以上、上地議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 心身障害者等交通費助成について、再度お伺いしたいと思います。

町長からは制度の概要、支給対象者数を適切にお答えいただきました。

この中で気になる点が、どうしても介助者、本人の障害の重さにもよりますし、高齢になるとなかなか1人で通うのは難しいと思うのですよね、本人負担の割合ですと、先ほど町長からも説明ありましたが、7割、介助者が5割、合わせると12割ということは、1人の8割が本人の負担になると思うんです。それを回数を重ねれば、現在の対象者は少ないかもしれないですけども、今後高齢になった場合、そういうふう負担が大きくなるのではないのかなと思います。

このことについて、支給割合は、適当なのか。これについて再度お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 障害の程度でありますとか、症状、そういった場合によっては、介助者

が必要となることもあろうかと思えます。さらに、通所でありますとか、通院の回数が増えたり、それが遠方であったような場合については、交通費と言えども大きな負担になるということは、想像に難くないわけでございます。

今私どもが持っております旅費助成金の交付要綱、これは合併の前、旧女満別町時代、旧東藻琴村時代からもあった要綱を継承しているところであります。女満別町時代のことで言いますと、平成16年もしくは17年に向けてでありましたか、内容を一部改正した記憶がございます。新しい町となりましてからは、平成20年度に福祉自動車を追加し、平成22年度に福祉有償運送を交通手段に追加をするというような改正を行ってきたところでございます。

そんな中で、私どものその要綱の水準であります、オホーツク管内の状況を見ますと、助成対象者、交通手段、助成金の割合、所得制限等、全体的にと言いますように、総体的に見ますと、その助成の水準というものは高い位置にあると、そのように見ております。

しかしながら、個々に比べてみますと、低所得者の方々に対する助成割合でありますとか、宿泊料の上限額、さらには自家用車の1キロ当たりの金額、交通手段の範囲、また、先ほど言われました本人と介助者の負担の割合の差など、本町の基準よりも高い市町村もあるのも実態でございます。

先ほど言いましたように、基本的な要綱制定後10年を経過しております。この間、自動車燃料等の価格変動もございます。また、消費税率の引き上げ、さらには低所得者の方々や子育て世帯への支援のあり方など社会状況も、かなり変わってきているところもあるのではないかと、そのように受け止めてございます。

今後、そういった内容などについて調査をし、検討を加えて、要綱の見直しを図ってまいりたいと考えております。

先ほど言いましたように、今年度は年度途中となっておりますこと、またさらには来年度の予算編成なども間もなく始まってくることを考えますと、来年度に向けて、この要綱の改正を行って、新たな年度の中で皆さんに御利用いただく新しい制度として御提案をしていきたいと考えているところでございます。

その中で、今回御指摘のありました、議員からの御質問の内容にありました内容などについても十分精査、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 是非、そういうふうには低所得の人に向けてとか、拡大をしていただくようにしていただければ助かる人も多く出るのではないかと思います。

この助成についての参考にさせていただいたんですけど、障害者計画、支給対象

の特定疾患の要件なんですけど、記載があった内容では平成27年7月に306疾病まで国及び道において対象が拡大し、障害者福祉サービスについては、332まで拡大したとありました。

ですが、この記載の内容で気になったのが、平成29年度、4月に24疾病が追加され対象が拡大になったように思うんですが、間違っていないと思うのですが、けれども、このような場合、計画に追記または明記する必要はないのか、それについてお伺いしたいと思います。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 障害福祉計画の方だったでしょうか。

毎年毎年この要綱というのでしょうか、国の方の難病指定の疾病名がいろいろ変わったり、統合だとかがありまして、あくまでも計画をつくる段階、その時点で捉えて、また、町の方で情報を仕入れた部分で記載をさせていただいております。

ただ、先ほどから言っております交通費助成の方につきましては、その都度その都度、国の指定になっているか、道の特定疾病になっているか確認をした上で助成を交付しているということで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 先ほど言ったように、国において、疾病が拡大したりとか、急に変わることもあるので、そういうことは対象の方は漏れることがないように、これについては変更の度に確認していただいているということなので、注視して、そういう人が漏れないようにしていただきたいと思います。

心身障害者等交通費助成については、これで質問を終了したいと思います。

続いて、準要保護世帯の支援について再度お伺いしたいと思います。

この質問をするにあたって、文部科学省のホームページで要保護生徒数と準要保護生徒数の平成24年度の調査結果を確認しました。

それによりますと全国的ではありますけど、要保護世帯が8万7,000人で全国でありますけど、準用保護世帯が6万7,000人で、平成7年の数字でありますけど、平成24年度までの数字が出ていて、平成24年度には約2倍の数字になっております。要保護生徒の児童数は15万2,000人になっており、準要保護生徒数は139万9,000人と約2倍になっております。

北海道のデータは24年度しかなかったもので、北海道は、平成24年度は要保護生徒数が1万5,000人で、そして準要保護生徒数が8万7,000人だったと思うんですね。合わせて約9万4,000人ぐらい、いる。

この数字でわかるように、そのような準要保護生徒なので今回の質問は、そのような対象の方は我が町でも、3年間のやつは聞いたんですけど、増加傾向にあるのか、それについて再度お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど心身障害者の交通費助成のことについて、疾患の対象となるもの、国、北海道においては、その都度その都度、認定がされたりということで、それをしっかりとということで、ございます。

私どもで押さえました関係、ことしの4月1日現在ですけれども、法律に基づく指定難病、現在330疾病、そして国が定める特定疾患が5疾病、北海道がさらに独自に定める特定疾患が28疾病ということで363と受けとめております。

私どもの方の要綱で言いますと国の基準、さらには北海道が指定したときの基準疾病、そういったものをそのまま準用させていただいて交通費助成の対象にするという内容としているところでございます。

私どものような小さな市町村で言いますと、なかなか専門的知識の者がいないために、そういうところの基準をある程度準用するということによって、この交通費助成を行っているところでございます。

ですので、こういったところの動き、そういったものも、これからも十分に注視をしながら確認をさせていただいて、漏れのないように取り組んでいきたいと思っ

◇議 長 教育長。

◇教育長 準要保護世帯の数値的な状況についての御質問がございました。

先ほど1回目の答弁の中で、過去3年分の数値について、御答弁申し上げたところでありますけれども、25年度以前の数値については、ちょっと手元に資料がございませんので、正確な数字は申し上げられないところでありますけれども、全体の児童・生徒数が減少している中で、対象人数が60人台から70人台に推移しているということは、割合で言いますとやっぱり10%から12%になっているように、やはり大空町においても、上昇の傾向があると、また全国的にもそのような傾向が見られるというふうに私共も認識しているところでございます。

また非正規雇用職員が非常に全国的にも、多くなっているということで、所得格差の問題も影響しているのかなど、そのようなことも推測しているところでございます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 町長初め教育長には適切にお答えいただいて、内容もわかりました。

それで心身障害者等の交通費の助成は、もう終わったので、次の準要保護世帯支援について、最後になると思いますけど、最後の質問をさせていただきたいと思います。

数字はわからないけど、やっぱり非正規とか、そういう雇用形態が変わったのと同じように、そのような世帯が上昇しているのだなど、教育長の説明でもわかりました。

最初の答弁のときに言っていた、支給開始の前倒しとかも検討したいということでしたけど、実際近隣の市町村でもやっていますね。美幌町が今春から前倒しして始めました。

我が町もやはり支給は、検討するという事は、前倒しする方に進めてくれると思うのですが、このことについて、支給に関してですけれど、北海道大学の教育学部の教授がこのように自治体のことを指摘していました。

積極的に支給は前倒しするべきであり、費用というものは、必要なときに支給されるべきものだ、実際に私も子どもがいるのでランドセルとか、入学のときの学用品をそろえるといったら最低でも1カ月前、早い人は2カ月、3カ月前に行います。ですから、このような方が困らないように、できるだけ前向きに対応していただきますよう、考えていただきたいなと思います。

これで質問を終了します。

◇議 長 教育長。

◇教育長 入学準備金の前倒し支給についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

上地議員がおっしゃいましたとおり、入学の準備については、入学前の早い時期から行われているのが現状ではないかと、そのように私も思います。

入学準備につきましては、自治体独自の取り組みとして、入学年度開始前の支給を実施している市町村が昨年度あたりから徐々に増えてきている状況にあるものと認識しております。近隣の自治体では、昨年度、平成28年度に美幌町及び小清水町が小中学校の入学予定者を対象に、また、津別町では、中学校の入学予定者を対象に前倒し支給された旨、伺っております。

また、国においては、本年度から要綱の一部改正を行い、入学準備金の支給対象者を従来の学齢児童及び学齢生徒の保護者のほか、就学予定者の保護者を新たに加え、小学校への入学年度開始前の援助費の支給も財源手当の対象とされることとな

りました。

議員からも先ほど説明がありましたとおり、支給金額についても、前年度の約2倍となります小学生で4万600円、中学生で4万7,400円に引き上げられております。

それらのことを踏まえまして、本町においても、入学準備金の前倒し支給について検討進めてきているところをごさいます、具体案がまとも次第、改めて議会にお諮りしたいと、そのように考えているところをごさいます。

大空町の子どもたちが等しく教育の機会が得られ、夢と希望持って成長して行けるよう必要な環境を整えるとともに、就学援助制度がより良い制度となるよう、一層努力してまいりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 町長。

◇町 長 私への一般質問ではありませんでしたけれども、今回は入学準備金の支給開始時期ということでありました。

しかし質問の内容からは、根底にありますのは、子どもたちの貧困というところの問題もあるのではないかと、これは教育委員会部局の問題だけではございませぬので、少し全体としての考え方として、お話を申し上げたいと存じます。

私が子どもの頃などは、ほとんどがと言いましょか、私のところも含めて貧困家庭ではなかつたかなと、そのように思っておりますけれども、しかしながら家族の絆って言うんでしょか、そういうもので、その家庭というものが成り立っていたように思っております。

しかし、現在の貧困家庭というのは、単にその家庭における所得が低いということが問題ではなくて、所得が低い、もしくはその所得格差があるということが、教育の格差などを生んでいるということであつたり、また低所得者の所得格差というものが児童虐待であるとか育児放棄、家庭崩壊というところに結び付いているというところが大きな問題になっているのではないかと、そのように私は感じております。

そんなことから、家庭への負担軽減の対策というのはもちろんでありますけれども、その教育の機会をしっかりと提供して、質の高い教育を皆さんに均等に提供して行く、さらには家庭や子どもたちの見守りであるとか相談、そういったものを行っていく、そういったものを適宜適切な時期に提供していく、対処していくということが必要ではないかなと思っております。

その中で、入学準備金のことなどについても教育委員会から答弁があつたとおり、財政当局とも、年度のことなどもいろいろありますので、調整をしながら進めてま

いりたいと考えているところがございます。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 午後02時24分)

平成29年第3回

大空町議会定例会会議録

〔その2〕

- ・招集 平成29年9月11日
- ・開会 平成29年9月11日
- ・閉会 平成29年9月12日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠	員			
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	地域振興課長
福祉課長	住民福祉課長
福祉課参事	総務課主査

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成29年9月12日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第4 議案第56号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第5 議案第57号 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第58号 平成29年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第59号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第60号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成28年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 発議第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第18 発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第19 報告第8号 平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第20 報告第9号 平成28年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第21 報告第10号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 9月12日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(開議 午前10時00分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成29年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において7番 齋藤宏司議員及び8番 松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

また職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第54号

◇議 長 日程第2 議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書1ページでございます。

「議案第54号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二

記 1 契約の目的 鷗橋補修工事、2 契約の方法 指名競争入札、3 契約の金額 9, 1 1 5 万 2, 0 0 0 円、4 契約の相手方 大空町女満別東陽 3 丁目 3 番 8 号 吉井建設株式会社 代表取締役社長 郷右近 英宣」

工事の箇所につきましては、参考資料 1 ページに施行箇所、工事概要を記載しておりますので、そちらで御確認願います。

請負契約に係る入札につきましては、平成 2 9 年 8 月 2 9 日、指名競争入札を行い、9 月 1 日に仮契約を締結したところであります。

工期は、契約の日から平成 3 0 年 3 月 1 6 日までとしております。

本案件に係ります主な工事につきましては、町道湖南呼人線に架かる鷗橋の延命化を図るため、伸縮継手等の補修工事と桁の塗装となっております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の 4 者を指名いたしましたが、2 者が辞退となったためと残り 2 者で入札を執行いたしました。入札の結果、吉井建設株式会社が落札したところであります。

契約の金額は、9, 1 1 5 万 2, 0 0 0 円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、6 7 5 万 2, 0 0 0 円となっております。

なお、当該工事の契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 4 号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決

されました。

◎日程第3 議案第55号

◇議 長 日程第3 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の3ページになります。

「議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

5ページは、規約の改正文となっております。

改正の内容につきましては、議会参考資料にて説明しますので、参考資料の3ページをお開き願います。議案第55号関係 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表です。

北海道市町村職員退職手当組合は、市町村及び市町村の一部事務組合の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合です。

このたびの変更の理由は、組織を構成する団体の名称変更に伴い、規約の一部を変更するものであります。右側が変更前、左側が変更後の規約となります。

変更の内容ですが、別表の(2)一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に変更するものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第56号

◇議 長 日程第4 議案第56号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の7ページになります。

「議案第56号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

9ページは、規約の改正文となっております。

改正の内容につきましては、議会参考資料にて説明しますので、参考資料の5ページをお開き願います。議案第56号関係 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表です。

北海道市町村総合事務組合は、市町村、一部事務組合等の非常勤消防団員、非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、非常勤消防団退職報償金等の支払い事務などを共同処理する一部事務組合です。

このたびの変更理由は、組織を構成する団体の名称変更に伴い、規約の一部を変更するものであります。右側が変更前、左側が変更後の規約となります。

変更の内容ですが、別表第1 檜山振興局(11)の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、胆振総合振興局(12)の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、別表第2 1～7の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、9の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものであ

ります。

6 ページをお開き願います。附則としまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 56 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 57 号

◇議 長 日程第 5 議案第 57 号 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 11 ページになります。

「議案第 57 号 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 11 日提出 大空町長 山下英二」

13 ページは、条例の改正文となっております。

改正の内容につきましては、議会参考資料にて説明いたしますので、参考資料の7ページをお開き願います。議案第57号関係 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

職員の公益法人等への派遣につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例及び規則を定め、町内に主たる事務所を有する団体へ派遣をしております。

このたびの改正の理由は、今後のまちづくりを進める上で、町外の関連ある団体へ派遣することにより、事業の活用や全国の取り組みを知ることができるなど、効果が得られるものもあるため、町外の団体へも派遣できるよう改正するものであります。

右側が改正前、左側が改正後の条例となります。

改正の内容ですが、第2条第1項中、法第2条第1項第1号及び第3号に規定する団体で、町内に主たる事務所を有する団体のうち、規則で定められた団体を法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体であって、規則で定めるものに改め、第1号として、町が出資している団体または町内に主たる事務所を有する団体、第2号として、前号に掲げるもののほか、職員を派遣することにより、町の政策が効率的または効果的に推進される団体を追加するものであります。

ここに規定しております法第2条第1項の各号に掲げる団体としましては、第1号は、一般社団法人または一般財団法人、第2号は、大学や公立病院が独立行政法人へ移行した場合の法人、第3号は、特別の法律により設立された医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など108の法人、第4号は、地方自治法第263条の3第1項の規定する連合組織で、全国町村会、全国町村議会議長会などと定められております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第58号

◇議 長 日程第6 議案第58号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページになります。

「議案第58号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第3号)

平成29年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,391万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,814万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)第2条 地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

17ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 町税に1,258万3,000円を追加、10款 地方交付税に1億3,066万6,000円を追加、12款 分担金及び負担金に1,205万4,000円を追加、14款 国庫支出金から3,053万9,000円を減額、15款 道支出金から91万4,000円を減額、17款 寄附金に6,820万円を追加、18款 繰入金から1億4,610万円を減額、20款 諸収入に1,105万5,000円を追加、21款 町債に2,690万9,000円を追加、歳入合計は、8,391万4,000円を追加し、84億8,814万1,000円とするものです。

18ページになります。歳出です。

1款 議会費6万1,000円を追加、2款 総務費に4,744万9,000

円を追加、3款 民生費に473万円を追加、4款 衛生費に263万6,000円を追加、6款 農林水産業費に3,998万8,000円を追加、7款 商工費に373万7,000円を追加、8款 土木費から1,727万4,000円を減額、10款 教育費に256万4,000円を追加、12款 公債費に2万3,000円を追加、歳出合計は、8,391万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

19ページになります。第2表 地方債補正、1追加です。

分譲地造成事業債は、27年度に若年層など持家を希望する世帯や町外からの移住希望者に対して分譲地を整備し、20区画の販売を行いました。現在、女満別町昭和地区では残り1区画、東藻琴総合支所南側では残り2区画となっており、区画が少なくなったこと、また平成31年10月に消費税の引き上げが予定されていることなどから、32年度に計画しております分譲地の整備を早めて、本年度、実施設計を行う財源として地方債を借り入れるため、限度額600万円を追加するものであります。借り入れは過疎債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

2変更です。

女満別湖南昭和地区農地整備事業債、限度額1,180万円に230万円を追加し1,410万円に、東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額840万円に160万円を追加し1,000万円に、女満別南部地区農地整備事業債は、限度額500万円から220万円減額し280万円に、女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額300万円に60万円を追加し360万円に、女満別大東地区基幹農道整備事業債は、限度額180万円に270万円を追加し450万円に変更しています。道営事業の予算配当に伴い事業費に増減が生じるため変更となるものであります。

橋梁維持管理事業債は、限度額3,360万円に800万円追加し4,160万円に変更しています。国の社会資本整備交付金が減額となったことから、財源として地方債を増額するものであります。

20ページをお開き願います。

除雪機械整備事業債は、限度額2,480万円から800万円減額し、1,680万円に変更しています。事業費の確定により減額するものであります。

臨時財政対策債は、限度額1億8,640万2,000円に1,590万9,000円を追加し、2億231万1,000円に変更しています。算定の結果、当初見込みより増額となったため変更するものであります。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、28ページ、29ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 議会事務局費の 9 節 費用弁償に 6 万 1, 0 0 0 円追加しています。地方自治法施行 7 0 周年記念式典が開催されることとなり、参加に要する費用について追加するものであります。

2 款 1 項 6 目 分譲地造成事業の 9 節 普通旅費に 5 万 9, 0 0 0 円、1 3 節 実施設計委託料に 6 0 5 万 9, 0 0 0 円を追加しています。第 2 表 地方債補正でも説明しましたが、2 7 年度に造成販売を開始した分譲地の残りが 3 区画となったこと、また、3 1 年 1 0 月から消費税の引き上げが予定されていることから、移住・定住を進めるため、総合計画において 3 2 年度に計画しております女満別地区の分譲地造成事業を早めるものであります。

旅費につきましては、造成事業に関わります国庫補助金の事業申請に要する 5 万 9, 0 0 0 円、実施設計委託料として 6 0 5 万 9, 0 0 0 円を追加するものであります。整備箇所につきましては、2 7 年度に造成、分譲しました隣接地であります昭和団地跡になります。

2 款 1 項 7 目 地域振興施設整備事業の 1 8 節 液晶ディスプレイに 1 2 万円を追加しています。産業の振興に 1 件 1 0 万円の寄附があったことから、9 月にオープンし多くの方に利用が見込まれます地域振興施設に整備し、大空町の特産品や観光の PR を図るため、備品を購入するものであります。

同じく、ふるさと応援寄附金事業の 8 節 寄附者報償費に 3, 4 1 5 万円、1 2 節 郵便料に 6 0 万 9, 0 0 0 円、広告料に 4 2 万 2, 0 0 0 円、1 4 節 公金支払代理納付システム使用料に 1 5 7 万 8, 0 0 0 円、サイト掲載使用料に 3 4 5 万 2, 0 0 0 円を追加しています。2 9 年度から寄附者に贈呈する 1 件当たりの特産品価格を増加させ種類も拡大しており、また、宣伝広告に力を入れた効果などにより、現在まで寄附額が増加しているため、関係経費についてそれぞれ増額するものであります。

2 款 1 項 9 目 財政調整基金積立金の 2 5 節 積立金に 1 0 0 万円追加しています。1 件 1 0 0 万円の寄附があり、用途の指定がないことから、次年度において、町の振興発展に要する財源として活用するため積み立てるものであります。

3 款 1 項 2 目 地域介護・福祉空間整備推進補助金の 1 9 節 補助金に 8 5 万 6, 0 0 0 円を追加しています。社会福祉施設等の防犯対策を強化するため、女満別ドリーム苑が設置する防犯カメラに対する補助金を追加するものであります。

3 目 障害者総合支援事業の 1 3 節 障害者福祉システム改修委託料に 4 5 万 3, 0 0 0 円を追加しています。自立支援給付事業における報酬加算区分の変更に伴い、事業所台帳の修正が必要となり追加するものであります。

同じく 2 3 節 前年度障害児施設給付費等負担金返還金に 3 万 3, 0 0 0 円、前年度障害者自立支援医療給付費負担金返還金に 5 3 万 5, 0 0 0 円追加しています。2 8 年度事業の精算により、国及び北海道への返還分を追加するものであります。

5目 国民年金事業の13節 国民年金システム改修委託料に55万1,000円追加しています。30年3月より町が受け付けした年金の資格取得、喪失、住所変更等による届出を日本年金機構へ送付する際に、電子媒体に変更となること、また、マイナンバー制度に伴い各種様式が変更となるなど、システムの改修が必要となり追加するものであります。

30、31ページをお開き願います。

2項2目 療育医療給付事業費の23節 前年度療育医療給付事業負担金返還金に31万2,000円を追加しています。28年事業の精算により国及び北海道への返還分を追加するものであります。

3目 豊住保育園管理運営費の23節 前年度特例保育給付負担金返還金に20万円、東藻琴保育園管理運営費の23節 前年度特例保育給付負担金返還金に179万円を追加しています。それぞれ28年度事業の精算により国及び北海道への返還分を追加するものであります。

4款2項1目 一般廃棄物最終処分場管理運営費の11節 消耗品に131万4,000円を追加しています。最終処分場からの浸出水については、薬品等により処理を行い排水しており、処理水については、毎月水質検査を実施しております。その結果は、法令に基づく基準を満たしておりますが、施設整備の際に策定しました施設管理計画で定める水質基準の上限値を超えている項目があることから、北海道より改善が求められております。

廃棄物の量や種類により水質も変化しており、今まで以上の薬品を注入し、水質を管理しなければならない状況となっているため、薬品の購入に115万2,000円追加、また、タイヤショベルのタイヤが破損しているため、タイヤの購入に16万2,000円を追加、合わせて131万4,000円を追加するものであります。

同じく修繕料に15万9,000円を追加しています。浸出水処理薬剤注入ポンプの一部に腐食が生じいること、また破碎処理後の廃棄物堆積場にある水中ポンプが故障し、排水出来ないことから、修繕を行うため追加するものであります。

同じく12節 タイヤ組替手数料に1万7,000円を追加しています。購入するタイヤの組み替えのため追加するものであります。

2目 網走し尿処理施設負担金の19節 負担金に114万6,000円を追加しています。28年度の精算に伴い増額となるものであります。

6款1項3目 広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の15節 整備工事に2,536万9,000円を追加しております。排水処理工法を確定したことにより、工事費が追加となるものであります。

5目 東藻琴地区中山間地域総合整備事業の19節 負担金に1,707万5,000円追加、女満別南部地区農地整備事業の19節 負担金から2,466万7,

000円減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業の19節 負担金に680万円を追加、女満別豊住地区農地整備事業の19節 負担金から309万3,000円減額、32ページ、33ページをお開き願います。上から8行目となりますが、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業の19節 負担金に1,500万円を追加、女満別大東地区基幹農道整備事業の19節 負担金に326万2,000円追加しています。道営事業の予算配当により、それぞれ増減となるものであります。

30、31ページにお戻りください。

下段の農業農村多面的機能支払交付金事業、4節 臨時職員社会保険料に2万1,000円、7節 臨時職員賃金に13万7,000円、32ページ、33ページをお開き願います。11節 消耗品に3万円、12節 郵便料に1万8,000円、電話料に1万8,000円、14節 複写機借上料に1万8,000円を追加しています。事業実施に伴います事務費に対する国の交付金が増額となるため追加するものであります。

7款1項1目 商工業振興一般事務費の15節 建物解体工事に335万9,000円を追加しています。女満別西1条3丁目の市街中心部にある土地、建物を町で有効活用して欲しいと寄附を受けたところですが、今後の商店街の活性化を図るため、老朽化している建物について解体するため追加するものであります。

2目 藻琴山温泉芝桜公園管理運営費の16節 補修用原材料に37万8,000円を追加しています。傷んでいるシバザクラを植え替えるために必要な黒土の確保ができる状況となったことから、原材料費として黒土の購入費用を追加するものであります。

8款2項2目 町道維持補修事業の15節 町道維持補修工事に350万円追加しています。町道女中通学線の歩道にまで繁茂している樹木の処理と大雨の際などに十分な水処理ができていない町道大成中央線の取付道路横断管の布設替を行うため追加するものであります。

同じく18節 草刈装置から58万5,000円、3目 除雪機械整備事業の18節 除雪ドーザから1,809万1,000円、小型除雪車から456万8,000円減額しています。いずれも入札執行に伴う事業費の確定によるものであります。

4目 道路附属物点検事業の13節 道路附属物点検業務委託料から700万円減額しています。特定財源であります国庫支出金の社会資本整備交付金が減額となったことから事業の調整を行い、事業を取り止めたため減額するものであります。

4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から38万円減額しています。下水道受益者負担金の増額に伴い、一般会計からの繰出金が減額となるものです。

34ページ、35ページをお開き願います。

6項2目 昭和団地解体撤去事業の15節 町営住宅解体撤去工事に985万円追加しています。今後、当該地を造成し分譲地として販売するため、現在2棟ある昭和団地の町営住宅を解体するものであります。

10款1項2目 町立学校体育文化振興補助金の19節 補助金に96万円を追加しています。町立学校の児童・生徒が体育や文化活動の大会において、全国、全道大会へ出場する機会が増えているため追加するものであります。

6項1目 教育文化合宿誘致事業の19節 教育文化合宿補助金に160万4,000円を追加しています。6月の議会におきまして、合宿来町される参加人数、期間の増加が見込まれるため補正予算を計上し、補助金の増額をさせていただきましたが、一部柔道競技において確認が不十分であったことから、見込みより補助金が増額となるため、追加するものであります。

12款1項2目 一時借入金利子の23節 一時借入金利子に2万3,000円追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業における工事費の追加に伴い、利子が増額となるものであります。

続きまして歳入の説明をしますので、24ページ、25ページをお開き願います。

1款1項1目1節 町民税個人の現年課税分で、所得割額に346万5,000円を追加しています。主に農業所得、給与所得が見込みより増加したことから追加するものであります。

2項1目1節 固定資産税の現年課税分で、償却資産911万8,000円追加しています。航空機に関わります国、北海道からの配分が見込みより増加していることから追加するものであります。

10款1項1目1節 地方交付税に1億3,066万6,000円を追加しています。普通交付税の確定によるものであります。

当初予算編成時には、地方財政計画において、地方交付税総額が前年度対比約2.2%の減となっており、合併による加算分の段階的な減額措置、歳出特別枠の減額などを踏まえ、普通交付税は、前年度当初予算比1.9%減の32億8,894万9,000円で見込んでおりました。本年7月の交付税算定におきまして、前年度と比較し、合併による加算分で約1億1,000万円の減、歳出特別枠で約1億円の減など、普通交付税は1億8,172万3,000円、5.1%の減額となりましたが、29年度当初予算からは、1億3,066万6,000円増の34億1,961万5,000円となっております。

12款1項1目1節 東藻琴地区中山間地域総合整備事業分担金に1,290万2,000円を追加、女満別南部地区農地整備事業分担金から1,365万8,000円減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業分担金に356万2,000円追加、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業分担金に1,534万8,000円追加、女満別豊住地区農地整備事業分担金から610万円減額しています。道営事業の予算配

当に伴う事業費の変更により、それぞれ増減するものであります。

14款2項2目1節 障害者総合支援事業費補助金に45万3,000円追加しています。障害者福祉システム改修に係る補助金を追加するものであります。

同じく、3節 地域介護・福祉空間整備交付金に85万6,000円を追加しています。女満別ドリーム苑が設置する防犯カメラに対する補助金を追加するものであります。

4目1節 農地整備事業補助金から529万1,000円減額しています。道営の農業基盤整備事業における事業費の変更により補助金が減額となるものであります。

3項2目1節 国民年金事務交付金に55万1,000円追加しています。国民年金システム改修に関わる交付金を追加するものであります。

4項1目1節 橋梁補修等事業交付金から852万1,000円減額しています。要望額より内示において減額されたことによるものであります。なお、事業につきましては、財源を地方債に変更して実施するものであります。

同じく、除雪機械整備事業交付金から1,375万6,000円減額しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

同じく道路附属物点検事業交付金から483万1,000円減額しています。要望額より内示において減額されたことから、事業の調整を行い道路附属物点検業務委託を取り止めたため減額するものであります。

15款2項4目1節 農業農村多面的機能支払推進交付金に20万6,000円追加しています。農業農村多面的機能支払交付金事業の事務に対する補助金が追加となるものであります。

同じく農業競争力基盤強化特別対策事業補助金から112万円減額しています。北海道のパワーアップ事業に対する補助金で、事業費の変更により減額となるものであります。

17款1項1目1節 一般寄附金に6,820万円追加しています。寄附者に贈呈する特産品価格の増加や種類の拡大、宣伝効果などにより、寄附額は増加しているため追加するものであります。

26、27ページをお開き願います。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金から6,794万4,000円、2目1節 地域福祉・医療基金繰入金から1,926万8,000円、4目1節 公共施設等整備基金繰入金から1,510万6,000円、5目1節 地域振興基金繰入金から3,484万4,000円、6目1節 学校教育施設建設基金繰入金から893万8,000円、それぞれ減額しています。財源調整の結果、基金を繰り入れしないこととしたため減額とするものであります。

20款4項11目1節 農業振興負担金に2,539万2,000円追加してい

ます。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業において、工事費の追加に伴い負担金が増額となるものであります。

同じく、前年度障害者自立支援給付費精算金に39万9,000円追加しています。前年度事業の確定により精算金として国及び北海道の負担分が収入となるものであります。

同じく、前年度障害児施設給付費等負担金精算金に12万7,000円を追加しています。前年度事業の確定により精算金として国負担分が収入となるものであります。

同じく備荒資金組合普通納付金災害支消金から1,489万6,000円減額しています。財源調整の結果、支消しないこととしたため減額するものであります。

同じく過年度土地貸付料に3万3,000円追加しています。28年度土地貸付料の徴収事務において、貸付契約の確認を怠り請求行為をしていなかった1件、3万3,800円について追加するものであります。なお、請求の相手方に謝罪し、御了承を得たところであります。大変申しわけありませんでした。

21款 町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第59号

◇議 長 日程第7 議案第59号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書37ページです。

「議案第59号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,593万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

39ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

8款 繰入金に246万5,000円を追加し、歳入合計は、246万5,000円を追加し、13億3,593万8,000円とするものです。

40ページをお開き願います。歳出です。

1款 総務費に4万4,000円を追加、10款 諸支出金に242万1,000円を追加し、歳出合計は、246万5,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、46ページ、47ページをお開き願います。

1款1項1目 総務一般事務費9節 普通旅費に4万4,000円の追加です。平成30年度から国民健康保険財政運営の責任主体が北海道へ移行することに伴う事務処理システム等説明会に要する費用の追加です。

10款1項3目 償還金、23節 前年度療養給付費交付金返還金に242万1,000円の追加です。前年度の退職者医療交付金の額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、44、45ページをお開き願います。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に246万5,000円の追加です。

今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第60号

◇議 長 日程第8 議案第60号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書49ページです。

「議案第60号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,377万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

51ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 分担金及び負担金に41万4,000円を追加、5款 繰入金から38万円を減額、歳入合計では、3万4,000円を追加し、4億1,377万4,000円とするものです。

続きまして52ページ、歳出です。

1款 総務費に3万4,000円を追加し、歳出合計では、3万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。今回は、歳入から説明をさせていただきます。議案書56、57ページになります。

1款1項1目1節 受益者負担金等に41万4,000円を追加しております。受益者負担金は、公共下水道の使用を開始しようとする土地の所有者に賦課されます。今年度において新たに賦課対象となる者が、特に昭和定住団地の分譲により増加し、納入見込み額が当初予算を上回ることから補正するものです。

続きまして、5款1項1目1節 一般会計繰入金から38万円を減額しております。今回補正予算の財源調整のため減額となるものです。

続きまして、歳出の説明をいたします。議案書58、59ページです。

1款1項1目8節 報償費、受益者負担金等一括納入奨励金に3万4,000円を追加しております。歳入で説明いたしました受益者負担金の納入額が増加し、納入奨励金についても不足が見込まれることから追加するものであります。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 認定第1号から日程第16 認定第8号まで

◇議 長 日程第9 認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16 認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により順次提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の61ページになります。

説明にあたりましては、平成28年度大空町各会計歳入歳出決算書も使用しますので、御用意をお願いいたします。

「認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

平成28年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

決算書の実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

初めに一般会計の実質収支に関する調書、1歳入総額 92億2,045万6,000円、2歳出総額 90億8,969万2,000円、3歳入歳出差引額 1億3,076万4,000円、4翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額 1,417万4,000円、5実質収支額 1億1,659万円。

続きまして、議案書の63ページを御覧いただきたいと思います。

「認定第2号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の106ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 13億3,980万6,000円、2歳出総額 12億9,380万4,000円、3歳入歳出差引額 4,600万2,000円、5実質収支額 4,600万2,000円。

続きまして、議案書の65ページをお開き願います。

「認定第3号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の134ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 1億276万6,000円、2歳出総額 1億269万3,000円、3歳入歳出差引額 7万3,000円、5実質収支額 7万3,000円。

続きまして議案書の67ページをお開き願います。

「認定第4号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の148ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 7億3,929万5,000円、2歳出総額 7億988万6,000円、3歳入歳出差引額 2,940万9,000円、5実質収支額 2,940万9,000円。

続きまして、議案書の69ページをお開き願います。

「認定第5号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会

の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の174ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額 768万3,000円、2歳出総額 729万1,000円、3歳入歳出差引額 39万2,000円、5実質収支額 39万2,000円。

続きまして議案書の71ページをお開き願います。

「認定第6号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の188ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 3億3,920万7,000円、2歳出総額 3億3,360万3,000円、3歳入歳出差引額 560万4,000円、5実質収支額 560万4,000円。

続きまして議案書の73ページをお開き願います。

「認定第7号 平成28年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の204ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 3億8,860万8,000円、2歳出総額 3億8,197万8,000円、3歳入歳出差引額 663万円、5実質収支額 663万円。

続きまして、議案書の75ページをお開き願います。

「認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月11日提出 大空町長 山下英二」

決算書の221ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 2,882万円、2歳出総額 2,808万5,000円、3歳入歳出差引額 73万5,000円、5実質収支額 73万5,000円。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時21分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◇議 長 ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開は、ブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時22分)

(再開 午前11時36分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に松田信行議員、副委員長に齋藤宏司議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第17 発議第5号

◇議 長 日程第17 発議第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書1ページでございます。

「発議第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出 大空町議会議員 松岡克美、松田信行」の二人であります。

3ページでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するため設立された一部事務組合でございます。

この規約の変更につきましては、西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の組合名称が変更されたことに伴い、組合理約の変更が必要になったものであります。

参考資料で御説明申し上げます。1ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表の別表第1の西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合をそれぞれ西胆振行政事務組合、江差町・上ノ国町学校給食組合に改めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなっております。

以上、説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第6号

◇議 長 日程第18 発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博」

7ページでございます。

この要望の内容ですが、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であり、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記 1、市町村が継続的に森林の整備を着実に進められるよう、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。

税制度の創設にあたっては、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用

できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分にかつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材加工・流通・利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明を申し上げましたので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 報告第8号

◇議 長 日程第19 報告第8号 平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会提出議案書9ページの報告第8号でございます。

平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

資料につきましては、お手元の別冊、平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を御覧願います。

初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第26条第1項におきまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

教育委員会といたしましては、平成28年度の教育委員会所管の事務について、自ら点検・評価を行ったところであります。先に開催されました教育委員会会議において決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を教育委員会委員長から町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものであります。

報告書につきましては、平成28年度における教育委員会の所管事務、執行状況の概要をまとめた活動状況と学校教育活動、社会教育活動に係る反省・評価をまとめて構成しております。

1ページからの第1部教育委員会の活動状況につきましては、教育委員名簿、教育委員会会議等の開催状況と付議された案件等を7ページまで掲載、8ページは、教育委員会関連の条例、規則等の平成28年度中の制定状況、8ページ下段には、主な計画等の策定状況を掲載しております。

9ページは、教育委員会委員の主な活動状況、10ページは、教育関係機関等の活動状況、11ページからは、学校に対する指導・助言・指示等の状況を14ページまで掲載、15ページは、町民に対する情報提供、16ページから19ページには、平成28年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

20ページからの第2部につきましては、学校教育活動に係る反省・評価でございます。大空町教育推進計画が平成21年度からスタートし、その実現を目指すため計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載し、その関わりを示しております。平成28年度の大空町教育推進方針では、4つの基本目標を掲げております。

20ページ中段の1、確かな学力の定着と自立する生き方を育む教育活動の充実を図る。

21 ページ下段の2、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実を図る。

22 ページ下段の3、信頼に応える学校づくりを推進する。

23 ページ中段の4、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進するの4つでございます。

それぞれ括弧書きで示しております数字につきましては、5段階評定尺度に基づき、町立の幼稚園2園、小学校2校、中学校2校、高等学校1校が実施しましたそれぞれの評価点の平均値を記載しております。

25 ページからの第3部につきましては、社会教育活動に係る反省・評価でございます。大項目1つ目の平成28年度大空町教育推進方針に係る反省・評価でございますが、社会教育活動につきましては、3つの基本目標を掲げております。

25 ページ中段の1、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。

26 ページ中段の2、豊かな学びをつくる生涯学習を推進し、学校、地域と連携した社会教育活動を展開する。

27 ページ中段の3、芸術文化スポーツ活動を推進するの3つでございます。

評価につきましては、5段階評定尺度に基づき各担当から出された評価点の平均値を記載しております。

続きまして、28 ページからは、社会教育活動の大項目2つ目といたしまして、平成28年度大空町社会教育推進計画に係る反省・評価でございます。

社会教育事業を5つの事業、28 ページ下段の1、生涯学習推進事業、30 ページ中段の2、家庭教育子育て支援事業、31 ページ上段の3、青少年健全育成事業、32 ページ中段の4、芸術文化振興事業、33 ページ中段の5、保健体育振興事業に分類し、評価を行っております。

これらの反省・評価をもとにし、次年度の事業計画を立てているところでございます。

以上、報告書の概要につきまして御説明申し上げ、平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成28年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第20 報告第9号

◇議 長 日程第20 報告第9号 平成28年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成28年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書 11 ページになります。

「報告第 9 号 平成 28 年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について」であります。

この報告は、平成 19 年 6 月 22 日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの指標を健全化の判断比率とし、また、同法第 22 条第 1 項の規定により、公営企業の資金の状態を表わす指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであり、かつ公表することとされております。

これらの指標につきましては、監査委員の審査をいただき、8 月 31 日付けで審査意見書の提出を受けたところでございます。13 ページは、9 月 1 日付けで町長から議長への報告文書でございます。

それでは、15 ページになりますが、健全化判断比率につきまして、御説明いたします。

表の上段が比率の名称、下段が大空町の 28 年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は、早期健全化の基準となる数値でございます。

表の左から実質赤字比率ですが、一般会計が対象となり、赤字額が地方公共団体における標準的な収入であります標準財政規模に占める割合で、赤字がある場合に数値が算定されることとなっております。大空町では黒字決算となっておりますことから、表示されておられません。早期健全化判断の基準は、14.89%となっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額が標準財政規模に占める割合で、実質赤字比率と同様に赤字がある場合に数値が算定されることとなっております。各会計とも黒字決算のため表示されておられません。早期健全化判断の基準は、19.89%となっております。

次に、実質公債費比率ですが、一般会計が負担する地方債の元利償還金や債務負担行為による支出が企業会計の地方債償還に充てるための繰出金など、元利償還金に準ずるものが標準財政規模に占める割合で、3 年平均で示されるものであります。

26 年度から 28 年度の 3 カ年の平均で 10.6%と、前年度に比べ 1.3 ポイント減少しております。普通交付税が減少しているものの地方債の元利償還金が減少していることが要因と言えます。この比率が高くなりますと義務的経費が多くなるため財政の弾力性が低下し、投資的な経費などへの予算配分が十分に行えなくなります。早期健全化の判断基準は、25%となっております。

次に、将来負担比率ですが、一般会計の地方債残高や債務負担行為による支出予定額など、将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合であります。

28年度は前年度と比較し、将来負担額となる地方債残高が増えているものの充当可能財源となる基金や普通交付税の措置見込み額が増えたことなどにより、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、数値が表示されておられません。この比率が高くなると、将来の実質公債費比率も増大するなど、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなることを示すものであります。早期健全化判断基準は、350%となっております。

次に、17ページの資金不足比率でございます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合で表わされます。資金不足という表現になっておりますが、赤字の意味になります。

大空町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございますが、いずれの会計も資金不足を生じておりませんので、表示されておられません。経営健全化基準は20%となっております。

19ページ、21ページは、監査委員からの意見書となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、28年度決算に基づきます大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成28年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第9号 平成28年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をさらに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月23日、後藤監査委員とともに実施したところであります。

財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されてい

るものと認められました。

平成28年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成28年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成28年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成28年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第21 報告第10号

◇議 長 日程第21 報告第10号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第10号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成29年5月分から平成29年7月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月23日、6月分につきましては7月20日、7月分につきましては8月23日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については、終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

◇議 長 山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成29年第3回大空町議会定例会の閉会に先立ちまして、一言発言をさせていただきますと存じます。

この議会の開会の前、9月9日に国と北海道が主催いたします北海道空港運営戦略フォーラムにパネリストとして出席をさせていただき、発言をさせていただく機会がございました。

その中で、今回進められております道内7空港の民間委託に対する期待、地元としてはどのように考えているかということでお尋ねをいただきましたので、私といたしましてはインバウンド等、また、LCCの就航など、空港における利用者の増、これをまず1点目としては期待したい。道内7空港、さらに13空港がございまして、道内の航空ネットワークの構築、さらには空港の魅力化、そのものの拠点化というものを今回の民間委託の中で実現していただきたい。そんな期待感を地元としては持っている、そんなお話をさせていただきました。

本来であれば、今までもこういったことなどについては、広域行政機関であります北海道が主体的になってこなければならなかったのではないかと感じておりますし、そのように北海道などにも働き掛けをしてきたことがございました。

しかし、今回そういったことを実現するにあたって、民間の発想に期待をしたいということに参加者の方々、どなたも申し出ていたところであります。私もその1人でございます。まちづくりにおいても、そういった民間の皆さん方の発想、さらには町民の皆さん方の発想、考え方というものが大切ではないかと考えてございます。

役場の職員という立場の者は、与えられた仕事をしっかりと実行する、執行する。また指示された業務を的確に行うと、そういう意味では、極めて優秀な行政官であろうと、そのように認識をしておりますけれども、その発想力、提案力というものについては、まだまだ未熟な部分が多いのではないかと、そのように感じております。

それをしっかりと補ってと言いましょうか、その分を担うべき立場の者が私であり、また議会の皆さん方ではないかなと、そのように、今回のこのフォーラム、また議会の中での質疑、一般質問などを通じて、感じたところでございます。

職員から言わせますと、また、課題が増えるのかということになるかと思っておりますけれども、それはとりもなおさず町民の皆さんの幸せにつながるものだと、そのように受け止めてございます。

そういった役割をこれからもしっかりと担って行きたいと考えているところでござ

ございます。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

そのようなことを気付かせていただいたこの議会に感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

◇議 長 平成29年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後00時10分)